

## 議第237号

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月29日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例

京都市立高等学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

京都市立伏見工業高等学校	京都市伏見区深草鈴塚町13番地	を
--------------	-----------------	---

削り、

京都市立塔南高等学校	京都市南区吉祥院観音堂町41番地	を
------------	------------------	---

京都市立塔南高等学校	京都市南区吉祥院観音堂町41番地	に
京都市立京都奏和高等学校	京都市伏見区深草鈴塚町13番地	

改める。

附 則

この条例は、各高等学校に関する部分につき市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市立京都奏和高等学校を設置するとともに、京都市立伏見工業高等学校を廃止する必要があるので提案する。